様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

平成２９年０５月１９日

愛知県知事　殿

提出者
住　所　　愛知県名古屋市中区丸の内一丁目１７番１９号
氏　名　　株式会社ピーエス三菱　名古屋支店
執行役員
支店長　森　勝茂
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　　０５２－２２１－８４８６
担当者　　安全品質環境Ｇ　　加藤　文次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ピーエス三菱　名古屋支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内１丁目１７番１９号
計画期間	平成２９年０４月０１日　～　平成３０年０３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	０６：総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高：６２，５００万円（平成２８年度）
③従業員数	１１５人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	**建設工事** ・旧建築物解体 ‣がれき類(コンガラ、アスガラ、その他がれき類)、木くず、金属くず→再生処理業者に委託して再資源化 ‣混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別処理→再生処理業者に委託し再資源化 最終処分業者に委託し埋立処分 ‣廃石膏ボード→再生処理業者に委託し再資源化 ‣廃プラスッチク類→再生処理業者に委託しＲＰＦ燃料等として再資源化 ・基礎工事 ‣汚泥→中間処理業者に委託し、脱水・固化等した後盛土材等として再生利用 **一般土木工事** ・工作物工事 ‣がれき類(コンガラ、アスガラ、その他がれき類)、木くず、金属くず→再生処理業者に委託して再資源化 ‣混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別処理→再生処理業者に委託し再資源化 最終処分業者に委託し埋立処分 ・橋脚下部工事（基礎工） ‣汚泥→中間処理業者に委託し、脱水・固化等した後盛土材等として再生利用 **橋梁工事** ・橋梁上部工事 ‣がれき類(コンガラ、アスガラ、その他がれき類)、木くず、金属くず→再生処理業者に委託して再資源化 ‣混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別処理→再生処理業者に委託し再資源化 最終処分業者に委託し埋立処分

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）　支店長の下に３部署長３名の総括責任者を置く

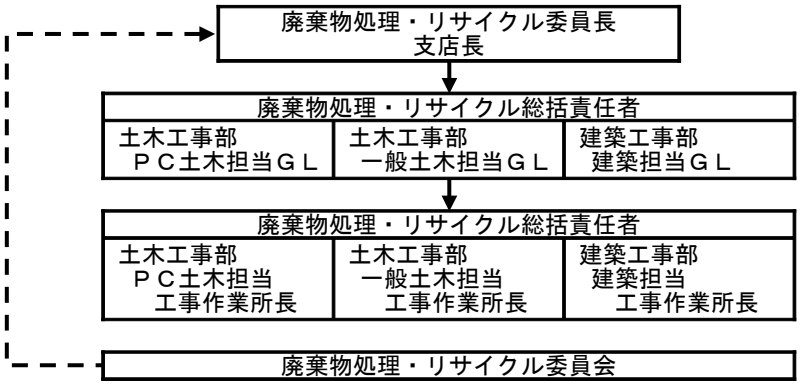

産業廃棄物処理責任者：作業所発令をもって各部作業所長（主任）を選任
特別管理産業廃棄物管理責任者：作業所発令をもって各部作業所長を選任（必要時）
産業廃棄物処理施設技術管理者：現在　該当の処理施設は無い

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（平成２８年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
排出量	988.40　t	134.00　t

（これまでに実施した取組）

・包装材・梱包材の簡素化を指導する。

・工法の改善（汚泥）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
排出量	550　t	100　t

（今後実施する予定の取組）

・工法の改善を行う。橋梁工事では既に実施されているが（例えばＰＣ現場製作から工場製作現場組み立て）にする。
・企画、設計及び施工の各段階において検討を行い、メーカーや発注者と事前の調整・提案を行うことで、発生量の削減に取り組む。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・コンクリート破片、アスファルト破片、金属くず、木くず、石膏ボード、等再生可能な品目については、分別を徹底している。
・現場作業員の持ち込む生活系廃棄物（弁当ガラ・新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別し、一般廃棄物は現場に持ち込ませない。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

・混合廃棄物排出の抑制
　・現場加工が少なく残材が出ないような収まり、材料の提案等を推進する。
　・施工計画段階から関係者と調整を図って分別廃棄計画を策定し、作業者に対する分別教育の実施等を徹底。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
55.35 t	0.32 t	19.25 t	0.56 t	0.00 t

②計画

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
20 t	5 t	10 t	5 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0.00 t	45.44 t	0.63 t	16.02 t	0.00 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	40 t	5 t	10 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
5.55 t	0.00 t	0.00 t	24.96 t	1,290.48 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
5 t	0 t	5 t	15 t	770.00 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（平成２８年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・木型枠については、出来るだけ転用を図っている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・コンクリートについては、場内再利用のため少量移動式破砕機により破砕を行う等により基準に適合した再生砕石として再利用する。
自社で行えないときは、再生資源施設を有する産業廃棄物業者に処理委託をする。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（平成２８年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により 減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・特に実施していない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により 減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・減量、熱回収等の中間処理については、委託処理により実施していく。
・再生利用にかかる施設（選別施設等）の設置を検討する。
・汚泥については、委託中間処理により脱水を行う等、減量化に取り組む。
・廃プラスチックについては、分別を進めることで、減量化を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（平成２８年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・実施していない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・実施する予定はない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（平成２８年度）実績】

産業廃棄物の種類		がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
全処理委託量		988.40 t	134.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	26.35 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	988.40 t	134.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・委託基準並びに産廃情報ネット等の情報を参考に、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

・又、定期的に処理状況の現地確認を行っている。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
55.35 t	0.32 t	19.25 t	0.56 t	0.00 t
1.70 t	0.00 t	0.86 t	0.00 t	0.00 t
55.35 t	0.32 t	19.25 t	0.56 t	0.00 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0.00 t	45.44 t	0.63 t	16.02 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.09 t	11.52 t	0.00 t
0.00 t	45.44 t	0.63 t	16.02 t	0.00 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
5.55 t	0.00 t	0.00 t	24.96 t	1,290.48 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	40.52 t
5.55 t	0.00 t	0.00 t	24.96 t	1,290.48 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		がれき類 コンクリートがら	がれき類 アスファルトがら
全処理委託量		550 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	50 t	10 t
	再生利用業者への処理委託量	550 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・可能な限り優良認定処理業者から選定する。

・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。

・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。

・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。

※事務処理欄

②計画

その他がれき類	ガラス･陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合廃棄物(安定型) ガラとプラと金属
20 t	5 t	10 t	5 t	0 t
2 t	0 t	2 t	1 t	0 t
20 t	5 t	10 t	5 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

木くず(伐木除根材等)	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず
0 t	40 t	5 t	10 t	0 t
0 t	0 t	1 t	2 t	0 t
0 t	40 t	5 t	10 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず 廃石膏ボード	混合廃棄物(管理型) 木と紙と繊維	その他がれき類 (石綿含有)	ｶﾞﾗｽ･陶磁器くず (石綿含有)	合計
5 t	0 t	5 t	15 t	770.00 t
2 t	0 t	0 t	0 t	70.00 t
5 t	0 t	5 t	15 t	770.00 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月３０日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。